

日本学生支援機構

特に優れた業績による返還免除について

1 返還免除制度とは

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度

2 対象者

平成17年以降の大学院第一種奨学金採用者で、平成30年度中に貸与終了し、かつ、貸与終了時の在学している課程で「特に優れた業績」を挙げた者

3 申請方法

本人からの申請に基づき、専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

*** 申請希望者は所属研究科の指示に沿ってください。**

4 参考

(1) 「特に優れた業績」について

業績は全て、自分の専攻分野に関連した教育研究活動の成果であり、在籍している課程での成果であること。(予定も含む)

機構が定める評価基準

- (1) 学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
- (2) 特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていること
- (3) 前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
- (4) 特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
- (5) 講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
- (6) リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績をあげたと認められること
- (7) 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績をあげたと認められること
- (8) 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績をあげたと認められること
- (9) 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること

(2) 返還免除推薦可能数及び推薦について

返還免除者は、各年度において、貸与期間が終了する者の100分の30以下であり、日本学生支援機構がこれを決定する。なお、博士課程においては、平成30年度進学者から100分の45以下